

令和8年度 河津町国民健康保険特定健康診査受診勧奨等業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度 河津町国民健康保険特定健康診査受診勧奨等業務委託

2. 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

3. 委託業務内容

1) 訪問等による受診勧奨業務

(1) 事業目的

特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率向上を目指して、対象となる被保険者へ複数の手法をもって受診勧奨を実施し、特定健診等実施計画等の健診受診率の目標値達成及び今後の継続した取り組みの基盤となる、受診勧奨体制の確立を目指す。

令和8年度は、受診勧奨を行う時期を1次勧奨と2次勧奨の2ブロックに分けて、これまでに蓄積してきたデータや受診結果等を反映させ、地域性を考慮した手法や個別対応によるきめ細やかな受診勧奨を行い、受診率向上を目的とする。

(2) 対象者

① 1次勧奨

令和8年4月に発送した特定健診申し込みの案内に対し、反応の無い被保険者及びみなし受診を含める健診を受診しないと見込まれる被保険者。

② 2次勧奨

令和8年7月実施予定の特定健診終了後に抽出する未受診者。

(3) 対象者数

① 1次勧奨 100名程度

② 2次勧奨 150名程度

(4) 実施機関

① 1次勧奨 令和8年6月から7月

② 2次勧奨 令和8年8月から10月

(5) 従事者

保健師又は管理栄養士

(6) 業務内容

① 1次勧奨

令和8年7月に実施予定の特定健診に対して、申し込みをしていない者を発注者が抽出する。更に、継続的な特定健診未受診者や医療機関での受診予定等の情報を用いて、令和8年度にみなし受診を含む特定健診を受診しないと思われる被保険者を受注者が抽出し、発注者と協議の上、受診勧奨対象者を選定する。その後、地区や対応方法（電話、手紙、ハガキ、訪問等）を分類して受診勧奨を行う。

なお、受診勧奨の実施においては、受注者の示す受診勧奨個別票を作成して、結果等について、常に発注者と協議し、情報共有に努めること。

② 2次勧奨

みなし受診を含む令和8年7月までの特定健診未受診者を発注者が抽出し、地区や対応方法（電話、手紙、ハガキ、訪問等）を分類して、受注者が受診勧奨を行う。

なお、受診勧奨の実施においては、発注者の示す受診勧奨個別票を作成して、結果等について、常に発注者と協議し、情報共有に努めること。

③ 実施結果の取りまとめ

受注者は、1次勧奨及び2次勧奨を実施した被保険者の受診動向を取りまとめること。

(7) 物品等の準備

訪問で使用する物品の内、記録用紙と配布用パンフレットの準備・管理は発注者が行い、その他については受注者が行う。

また、実績報告で使用する物品の準備は受注者が行うこととし、その他必要な物品等については、双方の協議により決定する。

なお、電話による受診勧奨については、受注者が実施するものとし、電話機については発注者が準備する。

また、手紙（封書）やハガキによる受診勧奨の場合、封筒等については、「河津町」の名入りの物を発注者が準備する。

2) 被保険者の分析及び抽出業務

(1) 事業目的

特定健診申し込みの際のアンケートを集計及び分析し、これまでの受診履歴や傾向等も考慮するとともに、医療機関での受診者や長期入院者等の関連データを網羅し、受診勧奨の対象となる被保険者の抽出を行う。

令和8年度は、抽出方法の正確さを高めるための情報収集のあり方や診療報酬情報の取扱い方も同時に検証し、受診率向上に寄与する対象者抽出を目的とする。

(2) 対象者

「訪問等による受診勧奨」の業務対象者となる被保険者

(3) 対象者数

800名程度から抽出

(4) 実施期間

令和8年6月から令和9年3月

(5) 従事者

保健師又は管理栄養士及び保健事業関連の一般事務職

(6) 業務内容

令和8年4月に発送した特定健診申し込みの際のアンケートを集計及び分析して、1次勧奨の対象者を抽出する。

7月の特定健診終了後、今年度の健診を受診しないと見込まれる被保険者から、訪問等による2次勧奨の対象者を抽出する。対象者の抽出にあたっては、過去の特定健診未受診者情報を活用し、みなし受診を含む特定健診以外の受診者情報や医療機関での入院や外来の情報等を考慮し、対象者リストを作成する。

また、発注者が実施する受診勧奨に関連した事業等については、常に情報を共有し、対応方法等も随時共有する。また、リスト作成等については、原則、発注者が指定する場所で行うこと。

(7) 物品等の準備

物品等の準備・管理は発注者が行い、実績報告で使用する物品の準備は受注者が行う。その他必要な物品等については、双方の協議により決定する。

3) その他の業務

(1) 訪問等による受診勧奨業務実績報告書の作成

受注者は、効果的な特定健診受診率向上のため、個々の評価及び全体の傾向等の評価や分析を行い、実績報告書として発注者が指定する期日までに提出すること。なお、業務途中であっても、発注者から個別の照会を求められた際は、速やかに応じること。

(2) 被保険者の分析及び抽出業務実績報告書の作成

受注者は、アンケート集計及び分析、受診勧奨対象者名簿等を作成し、実績報告書として発注者が指定する期日までに提出すること。なお、業務途中

であっても、発注者から個別の照会を求められた際は、速やかに応じること。

(3) その他

受注者は、実績報告書作成後、次年度以降の健診受診率向上にあたり、対象者や勧奨手法などについて発注者と協議を行い、次年度以降の実施内容等を検討すること。

その他必要な業務については、適宜、双方の協議により決定する。

4. 業務委託料の請求及び支払

受注者は、委託業務完了後、速やかに業務完了報告書及び委託料支払請求書を作成し、発注者に提出すること。

発注者は、業務完了報告書及び委託料支払請求書を受領した後、1ヶ月以内に委託料を支払うものとする。

5. 個人情報の保護

(1) 受注者は、この委託業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、この業務終了後も同様とする。

(2) 受注者は、個人情報を発注者が指示する目的以外に使用してはならない。また、この業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 受注者は、この業務を実施するため個人情報を複製する場合は、発注者の許可を受けるものとし、発注者の許可を受けて複製したときは、事業終了後に発注者に返却しなければならない。

6. その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認めた業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者と事前打ち合わせを実施するものとし、本業務遂行中においても、必要に応じて発注者と随時連絡を取り、打ち合わせを行うものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。

また、発注者が要請する緊急の連絡や協議等には、迅速に対応すること。

- (3) 受注者は、本業務を理解し、スムーズな運営を可能にするため、地方公共団体が発注した保健事業に対して、通算10年以上の経験がある保健師又は管理栄養士及び保健事業関連の一般事務職である者を有すること。